

様式第 1 号(第4条関係)

## 本人通知制度登録申出書

私は、裏面の内容に同意の上、能勢町住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申出します。

※次の太枠内にご記入ください。

申出年月日	年 月 日		
住 所			
氏 名		性別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	連絡先	( ) —

※電子メールでの通知を希望する方は必ずご記入ください。

メールアドレス	@
---------	---

※代理人による申出の場合は以下も記入してください。

### 【代理人】

氏 名			
住 所			
生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女

本人確認書類	受付	登録	確認
<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート			
<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他(      )			

## 本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等(※1)を代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。  
(※1)住民票の写し等とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)、戸籍(除籍を含む。)謄(抄)本、戸籍(除籍を含む。)全部・一部・記載事項証明書をいいます。  
(※2)第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票においては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理人、行政書士)をいいます。
- 2 代理人による登録等の申出は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 法定代理人による申出の場合
  - (2) 登録者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合なお、代理人として申し出る際に、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍、登記事項証明書等)が必要となります。
- 3 郵送による登録等の申出は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1) 登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
  - (2) 他の市区町村に居住している場合
- 4 電子メールでの通知を希望された方には、登録後に申出された電子メールアドレスに登録確認通知を送付します。文書による通知は行いません。なお、申出された電子メールアドレスに通知ができなかった場合は、電子メールでの通知を希望しなかったものとみなします。
- 5 登録期間は、無期限です。
- 6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録事項に変更が生じた場合、新たに電子メールでの通知を希望する又はしない場合は届出をしてください。
- 7 転出先の市区町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。なお、本人通知制度を実施していない市区町村では、通知制度はありませんので、あらかじめご了承ください。
- 8 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付枚数、④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、④の交付請求者の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八業士」の4種類です。
- 9 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申出をしてください。